導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、津軽平野のほぼ中央に位置し、新田開拓から農業生産の中心地として栄え、明治以降は交通基盤整備の充実により、農海産物等を中心とした流通拠点として発展した。その後、新市街地の形成や工業団地の整備など随時市街地が拡大し、西津軽郡・北津軽郡圏域の商業・流通の拠点として発展してきた地域である。

本市の基幹産業は、農林水産業であり、大規模化・法人化・機械化による生産性の高い農業の推進を図ってきたが、一方で担い手や後継者不足、山間部など条件不利地における耕作放棄地などの問題が顕在化している。

第二次産業については、これまで公共事業や企業誘致の効果もあり、建設業や製造業の就業人口が伸び続けてきたが、人口減少に伴い第二次産業の就業者人口も減少している。

一方で、企業誘致では青森テクノポリスハイテク工業団地漆川を整備し誘致した結果、電気機械部門等の工業集積が進み、現状では工業団地の分譲予定地はすべて分譲済みとなっており、企業留置に努めている状況にある。その効果もあって、工業分野の事業所数は、ほぼ横ばいを維持し、従業者数については、増加に転じたところである。

第三次産業については、第一次産業や第二次産業の低迷から第三次産業へ就業者がシフトしたことや、郊外型大型店舗の進出などにり増加傾向にあったが、生産年齢人口の減少に伴い、第三次産業の就業者人口においても減少に転じたところである。

また、直近の青森県の雇用失業情勢は、「緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」とされているものの、本市の有効求人倍率は全国の中でも低い水準で推移しており、引続き厳しい雇用情勢が続いている。

本市の人口構成の推移は、65歳以上の老年人口の増加と15歳未満の年少人口の減少が顕著であり、少子高齢化が進行している。また、生産年齢人口も減少傾向にあるが、特に25歳から44歳までの働き盛りの世代の減少が著しい状況にあり、その要因として、本市の厳しい雇用情勢や若年者が進学や就職を契機に数多く東京圏及び仙台圏等の市外に転出していることが挙げられる。

このように極めて厳しい地域経済情勢において、地域の中小企業は、従業者の平均年齢の高齢化や人手不足、施設・設備等の老朽化などの問題に直面しており、このままでは経営が成り立たず、廃業や撤退に追い込まれることとなり、地域経済の縮小のみでなく、さらなる人材の流出や地域活力の減退など、さまざまな悪循環を生み出し、地域社会の存続に甚大な影響を与えることが危惧される。

持続可能な地域社会を維持していくためには、移住・定住の促進、高齢者や新規 学卒者とともに再就職を目指す求職者に対する就労支援、創業・起業支援、空き工 場等の活用、中小企業者への円滑な資金供給とその経営支援体制の強化などの各種 事業を推進するとともに、中小企業が所有する老朽化した設備を生産性の高い先端 設備に更新するよう促していくことが不可欠である。

地域を支える中小企業が人手不足等の課題を解消し、さらに競争力のある企業へ と成長していくことで、地域内には波及効果が生じ、それがさらなる企業の成長を 促すといった、企業と地域が共に持続・成長していく自治体を目指すものである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第49条第1項の規定に基づ く導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備導入を促すことで、企業と地 域が共に持続・成長していくことを目指す。そこで、計画期間中に10件程度の先 端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に 関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

前述のとおり、本市の産業は極めて厳しい状況にある。

第一次産業は、米やりんごを中心とした農業、林業、畜産業、漁業などであるが、 農家数や就業者数が減少する一方、65歳以上の従事者の割合は増加しており、後 継者・担い手不足が深刻な状況となっている。

第二次産業は、建設業及び製造業が産業従事者の大半を占めており、その中でも工業団地への企業誘致により、電子部品、電気機械器具等の製造業の割合が高くなっている。

第三次産業は、第一次産業や第二次産業の低迷から第三次産業へ就業者がシフト したことや、郊外型大型店舗の進出などにより増加傾向にあったが、生産年齢人口 の減少に伴い、減少に転じている。

いずれの産業も本市の地域経済、地域雇用、地域文化などにとって欠かせないものであることから、各産業で事業を行っている中小企業者の生産性向上を実現させる必要がある。

よって、本計画において対象とする設備は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の五所川原地区・金木地区は、東側の標高約400~600m級の山々が連

なる津軽山地の稜線部から西側に向かい、山地、丘陵地と続き、さらに西側を南北に貫流する岩木川まで平野部が続いており、都市部に商業・工業などの第二次産業・第三次産業が集積し、市街地を取り囲む農地や市域東部の森林地域に農林業などの第一次産業が立地している。津軽半島北西部に位置する市浦地区は、北側から東側にかけて大部分が山地で、西側は日本海に面し、南側には十三湖を擁していることから、農業、漁業などの第一次産業が中心となっている。

しかしながら、各産業の地域分けは明確でなく域内に広がっていることから、地域の中小企業者による幅広い取組を促し、生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり、本市の産業は極めて厳しい状況にあり、いずれの産業も本市の地域経済、地域雇用、地域文化などにとって欠かせないものであることから、本計画において対象とする業種は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組として、先端設備の導入による業務の効率化、新商品の開発、働き方改革による労働環境の改善、適材適所の人員配置などが挙げられる。そこで、これらの取組を進めるため、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日から令和7年6月18日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ①人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増 が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
 - ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、 計画認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。
 - ③市税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化 及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。